

広島圏都市計画区域

都市計画区域

都市計画区域は、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するため、一体的かつ総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を指定するものです。

広島圏都市計画区域は、広島市を中心として大竹市、廿日市市、呉市、府中町、海田町、熊野町及び坂町の4市4町で構成された広域都市計画区域です。呉市では、旧呉市域のうち情島及び小情島を除いた区域を指定しています。

指定及び変更年月日	指定及び変更の内容	面積（約 ha）
大正 12. 5. 29	呉都市計画区域の指定（勅令第 276 号）（広島市とともに県下で初）	2,261.4
14. 3. 3	呉都市計画区域の施行（内閣総理大臣より公告）	8,067.0
昭和 17. 2. 20	隣接 4 町村（安芸郡吉浦町、警固屋町、賀茂郡阿賀町、広村）を追加 仁方町を追加（内務省告示第 64 号）	9,115.9
41. 6. 14	天応町、昭和村、郷原村を追加	14,330.0
46. 1. 16	広島圏都市計画区域（当時 3 市 17 町）の指定（広島県公告）	14,330.0
48. 12. 28	公有水面の埋立てに伴う区域の変更	14,432.0
54. 6. 19	公有水面の埋立てに伴う区域の変更（第 1 回総合見直し）	14,444
62. 3. 2	公有水面の埋立てに伴う区域の変更（第 2 回総合見直し）	14,470
平成元. 4. 6	公有水面の埋立てに伴う区域の変更	14,471
7. 10. 30	公有水面の埋立てに伴う区域の変更（第 3 回総合見直し）	14,541
12. 9. 21	公有水面の埋立てに伴う区域の変更	14,550
16. 5. 31	公有水面の埋立てに伴う区域の変更（第 4 回総合見直し）	14,622



都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」は、平成 12 年の都市計画法の改正により創設された制度であり、全ての都市計画区域において定めることとされています。このマスタープランは、住民に理解しやすい形であらかじめ長期的な視野に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにすることを目的としています。

決定及び変更年月日	決定及び変更の内容
平成 16. 5. 17	「広島圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定（広島県告示第 730 号）
23. 9. 20	変更（広島県告示第 857 号）
令和 3. 3. 18	変更（広島県告示第 219 号）

土地利用

◆ 区域区分（市街化区域・市街化調整区域）

区域区分は、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分して定めるものです。

市街化区域は、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域に定めます。

(呉市関係分のみ)

決定及び変更年月日	決定及び変更の内容	市街化区域面積 (約 ha)	市街化調整区域面積(約 ha)
昭和 46. 3. 12	決定 広島県告示第 259 号	3,263	11,067
48. 12. 28	軽微な変更 広島県告示第 1009 号	3,383	11,049
54. 6. 19	第1回総合見直し 広島県告示第 504 号	3,221	11,223
62. 3. 2	第2回総合見直し 広島県告示第 184 号	3,222	11,248
平成元. 4. 6	特定保留(焼山南ハイツ, 桑畑工業団地)解除 広島県告示第 472 号	3,261	11,210
7. 10. 30	第3回総合見直し 広島県告示第 1133 号	3,412	11,129
12. 9. 21	特定保留(宮ヶ迫二丁目地区)解除 広島県告示第 876 号	3,426	11,134
16. 5. 31	第4回総合見直し 広島県告示第 791 号	3,575	10,985
24. 5. 31	第5回総合見直し 広島県告示第 519 号	3,576	11,046
令和 4. 12. 26	第6回総合見直し 広島県告示第 953 号	3,575	11,047

◆ 用途地域

用途地域は、市街地において、建物の用途の混在による生活環境の悪化と都市機能の低下を防ぎつつ、合理的な土地利用を図るため、それぞれの地域にふさわしい建築物の用途・形態・容積等について守るべき最低限のルールを定めるものです。

本市では、平成4年の都市計画法及び建築基準法の改正による用途地域の細分化を受けて、平成8年3月に12種類の用途地域を定めています。

◇ 用途地域の変遷（現行都市計画法 13 種）

(平成20年以降の呉市関係分のみ)

単位 (約 ha)

区 分	建蔽率・ 容積率 (%)	高さ 制限	変更年月日					
			平成 20. 12. 15	平成 24. 2. 20	平成 24. 5. 31	平成 30. 1. 9	平成 31. 3. 27	令和 4. 12. 26
第一種低層住居専用地域	40・80 50・100	10 10	37.8 458.6	37.8 458.6	479.8	479.8	479.8	481.2
第二種低層住居専用地域	50・100	10	22.2	22.2	22.2	22.2	22.2	22.2
第一種中高層住居専用地域	60・200	—	567.0	567.0	568.2	568.2	568.2	568.4
第二種中高層住居専用地域	60・200	—	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3
第一種住居地域	60・200	—	1,148.0	1,148.0	1,112.8	1,110.5	1,110.5	1,110.5
第二種住居地域	60・200	—	25.1	25.1	24.8	24.8	24.8	24.8
準住居地域	60・200	—	8.5	8.5	8.3	8.3	8.3	8.3
田園住居地域	—	—					—	—
近隣商業地域	80・200	—	11.5	11.5	10.1	10.1	10.1	10.1
	80・300	—	258.9	258.9	269.3	268.3	268.3	268.4
	80・400	—	31.6	31.6	31.2	31.2	31.2	31.2
商業地域	80・400	—	74.1	74.1	72.1	72.1	72.1	72.0
	80・500	—	27.4	27.4	26.8	26.8	26.8	26.8
	80・600	—	40.0	40.0	41.8	41.8	41.8	41.8
準工業地域	60・200	—	341.8	331.5	327.0	330.3	317.6	316.2
工業地域	60・200	—	250.7	261.0	298.9	298.9	311.6	311.2
工業専用地域	60・200	—	270.6	270.6	268.0	268.0	268.0	268.0
合 計			3,588.2	3,588.2	3,575.6	3,575.6	3,575.6	3,575.4

◇ 参 考

(呉市関係分のみ)

決定及び変更年月日	決定及び変更の内容	面積 (約 ha)
昭和 3. 7. 13	市街地建築物法に基づき用途地域(住居地域, 商業地域, 工業地域)を決定	655. 1
8. 3. 16	区域変更 (吉浦町, 警固屋町, 阿賀町を追加)	1, 286. 6
17. 2. 20	区域変更 内務省告示第64号	1, 307. 8
25. 6. 26	建築基準法制定に伴い全面的見直し 建設省告示第625号	3, 010. 1
	(住居地域, 商業地域, 工業地域, 未指定地域)	
26. 6. 21	未指定地域を準工業地域とする 建設省告示第560号	3, 010. 1
33. 9. 16	駐留軍接収地の解除に伴う変更 建設省告示第1507号	3, 142. 3
34. 4. 15	区域変更 (虹村を追加) 建設省告示第995号	3, 209. 6
37. 2. 16	区域変更 (廣大新開を指定) 建設省告示第282号	3, 257. 09
39. 3. 28	区域変更 (豊栄新開の工業地域を準工業地域等に) 建設省告示第1000号	3, 263. 50
42. 12. 27	区域変更 (昭和地区を追加) 建設省告示第4473号	3, 770. 0
46. 11. 5	区域変更 (新法による用途地域及び住居専用地区の変更)	3, 756. 0
	広島県告示第968号	
48. 12. 28	広島圏で8用途地域を決定 広島県告示第1008号	3, 383. 0
54. 12. 7	第1回総合見直し 広島県告示第994号	3, 221. 0
62. 3. 2	第2回総合見直し 広島県告示第183号	3, 234. 7
平成 元. 4. 6	特定保留(焼山南ハイツ, 桑畑工業団地)解除に伴う 広島県告示第473号	3, 273. 8
7. 10. 30	第3回総合見直し 広島県告示第1134号	3, 425
8. 3. 25	8区分から12区分に変更 広島県告示第329号	3, 425. 0
12. 9. 21	特定保留(宮ヶ迫二丁目地区)解除に伴う 広島県告示第876号	3, 438. 8
16. 5. 31	第4回総合見直し 広島県告示第792号	3, 588. 2
20. 12. 15	道路整備に伴う昭和地区の変更 広島県告示第1003号	3, 588. 2
24. 2. 20	天応第2期埋立地の変更 広島県告示第157号	3, 588. 2
24. 5. 31	第5回総合見直し 広島県告示第520号	3, 575. 6
30. 1. 9	中間見直し 呉市告示第4号	3, 575. 6
31. 3. 27	阿賀マリナリス地区の変更 呉市告示第97号	3, 575. 6
令和 4. 12. 26	第6回総合見直し 呉市告示第425号	3, 575. 4



中央地区



阿賀・広地区

◆ 用途地域の概要

◇ 用途地域と建物の種類

用途地域内の建物の種類の制限は、建築基準法によって定められています。
その制限内容のあらましは次のとおりです。

第一種低層住居専用地域



低層住宅の良好な環境を守るための地域です。
小規模なお店や事務所をかねた住宅、小中学校などが建てられます。

第二種低層住居専用地域



主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。
小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。

第一種中高層住居専用地域



中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。
病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。

第二種中高層住居専用地域



主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。
病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所などが建てられます。

第一種住居地域



住居の環境を守るための地域です。
3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域です。
店舗、事務所、ホテル、ぱちんこ屋、カラオケボックスなどは建てられます。

準住居地域



道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。

田園住居地域



低層住宅と農地が混在し、両者の調和により良好な居住環境と営農環境の形成を図る地域です。農産物直売所や農家レストラン等の農業利便施設も建てられます。

近隣商業地域



近隣の住民が日用品の買物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。

商業地域



銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。

準工業地域



主に軽工業の工場などの環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

工業地域



主として工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられます。住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

工業専用地域



専ら工業の業務の利便の増進を図る地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

◇ 用途地域による建築物の用途制限の概要

各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次のとおりの制限が行われます。

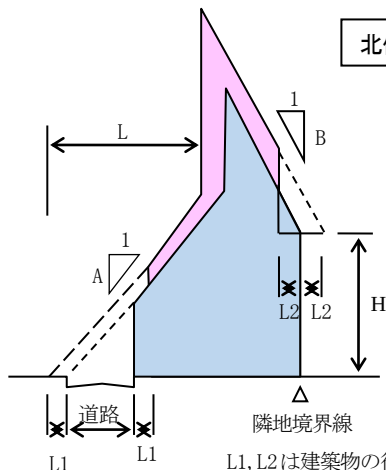
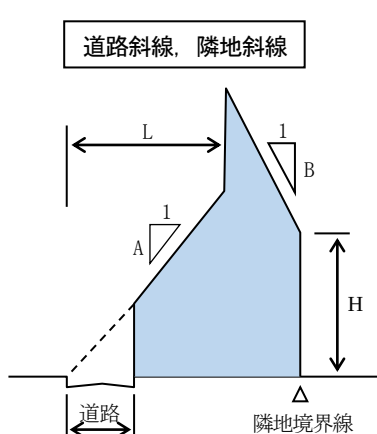
用途地域内の建築物の用途制限 建てられる用途 建てられない用途 ①, ②, ③, ④, ▲, ■ 面積, 階数等の制限あり		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	用途地域の指定のない区域 (市街化調整区域を除く)	備考	
住宅, 共同住宅, 寄宿舎, 下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり	
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	①	○	○	○	○	④	○	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ③2階以下 ④物品販売店舗、飲食店を除く ■農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下	
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	■	○	○	○	○	④	○		
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○		○	○	○	○	④	○		
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○		○	○	○	○	④	○		
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの						○	○		○	○	○	○	④	○		
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの									○	○	○					
事務所等	事務所等の床面積が1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○	○	▲2階以下	
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○		○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの						○	○		○	○	○	○	○	○		
ホテル、旅館						▲	○	○		○	○	○			○	▲3,000㎡以下	
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等					▲	○	○		○	○	○			○	▲3,000㎡以下	
	カラオケボックス等						▲	▲		○	○	○	▲	▲	▲	▲10,000㎡以下	
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等						▲	▲		○	○	○	▲		▲	▲10,000㎡以下	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等							①		○	○	○			②	①客席200㎡未満 ②客席10,000㎡以下	
	キャバレー、料理店、個室付浴場等										○	▲			○	▲個室付浴場等を除く	
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	○	▲幼保連携型認定こども園のみ	
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○		○	○	○			○		
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	病院			○	○	○	○	○		○	○				○		
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	▲600㎡以下	
	自動車教習所					▲	○			○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下	
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）			▲	▲	▲	▲	○		○	○	○	○	○	○	▲300㎡以下 2階以下	
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	○	①600㎡以下 1階以下 ②3,000㎡以下 2階以下 ③2階以下	
	※一団地の敷地内について別に制限あり																
	倉庫業倉庫							○		○	○	○	○	○	○		
	自家用倉庫				①	②	○	○	■	○	○	○	○	○	○	①2階以下かつ1,500㎡以下 ②3,000㎡以下 ■農産物及び農業の生産資材を貯蔵するものに限る。	
	畜舎	①	①	①	②	③	○	○			○	○	○	○	○	①住宅等に付属かつ15㎡以下 ②15㎡以下 ③3,000㎡以下	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服屋、畳屋、建具屋 自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	▲	▲	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり、▲2階以下	
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場					①	①	①	■	②	②	○	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下 ■農産物を生産、出荷、処理及び貯蔵するものに限る。	
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場									②	②	○	○	○	○		
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場											○	○	○	○		
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場												○	○	○		
	自動車修理工場						①	①	②		③	③	○	○	○	○	作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下 ③300㎡以下 原動機の制限あり
	火薬、石油類、ガスなどの 危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設				①	②	○	○		○	○	○	○	○	○	①1,500㎡以下 2階以下 ②3,000㎡以下
		量が少ない施設									○	○	○	○	○	○	
量がやや多い施設												○	○	○	○		
量が多い施設													○	○	○		
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要															

注) 本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について記載したものではありません。

◇ 道路斜線制限

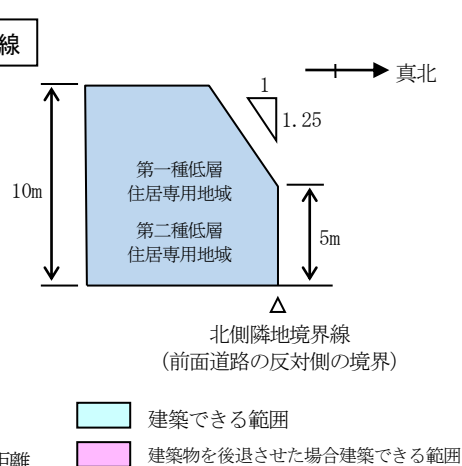
道路斜線制限は、道路をはさんで建つ建築物相互間のルールを定めるとともに、道路上空を確保することによってその道路に接する建築物の日照、採光、通風に支障をきたすようなビル谷間の造らないようにするために設けられた制限です。

ただし、前面道路の幅が12m以上ある場合には、別途緩和措置があります。



◇ 隣地斜線制限

隣地斜線制限は、無制限に建築物が高くつくられることにより隣地間での通風・採光などが十分に確保できなくなってしまうことのないよう用途地域に応じ、地上から一定の高さの地点を起点として隣地から建築物までの距離に一定の倍率をもった斜線を考えて、その斜線より建築物が飛び出すことを禁止しています。



建築物がある地域 または区域 (容積率%)	道路斜線制限		隣地斜線制限	
	道路斜線勾配A	斜線制限距離L (m)	隣地斜線勾配B	斜線基準高さH (m)
第一種低層住居専用地域	1.25	20	—	—
第二種低層住居専用地域	1.25	20	—	—
第一種中高層住居専用地域	1.25	20	1.25	20
第二種中高層住居専用地域	1.25	20	1.25	20
第一種住居地域	1.25	20	1.25	20
第二種住居地域	1.25	20	1.25	20
準住居地域	1.25	20	1.25	20
田園住居地域				
近隣商業地域	1.5	20	2.5	31
商業地域 (400)	1.5	20	2.5	31
(500, 600)	1.5	25	2.5	31
準工業地域	1.5	20	2.5	31
工業地域	1.5	20	2.5	31
工業専用地域	1.5	20	2.5	31
用途指定のない区域 (200)	1.5	20	1.25	20
(400)	1.5	30	2.5	31

※ 建築物の斜線制限の緩和 … 建築物が敷地周囲に及ぼす天空率への影響を斜線制限に適合する建築物が敷地周囲に及ぼす天空率への影響と比較し、天空率が低下しない範囲であれば、斜線制限を適用しない。

◇ 日影による中高層建築物の制限

日影規制は、住居系の地域において中高層の建築物により生ずる日影を、基準を設けて規制することによって、周辺の日照条件の悪化を防ぎ、良好な居住環境を保持しようとするもので、あわせて通風、採光やプライバシーの保護を図ろうとするものです。

対象区域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	4 時間	2.5 時間
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物	4 m	4 時間	2.5 時間
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	高さが10mを超える建築物	4 m	5 時間	3 時間

◆ 特別用途地区

特別用途地区は、用途地域内において特別の目的から土地利用の増進・環境の保護等を図るために定めるものです。

本市では、内陸部に造成された工業団地について特別工業地区を定め、地区内の生産環境と生活環境との調和を図るため、建築物の用途、構造及び敷地の制限を行っています。

種類	名称	面積(約 ha)	決定及び変更年月日	条 例
特別工業地区	呉市桑畑特別工業地区	22	決定 平成元. 4. 6 呉市告示第 46号	呉市桑畑・郷原特別工業地区建築条例 (平成元. 3. 20 制定) (平成30. 3. 30 最終改正)
	呉市郷原特別工業地区	31	変更 平成 7. 10. 30 呉市告示第245号	
合 計		53		



左から郷原工業団地, 桑畑工業団地

◆ 高度利用地区

高度利用地区は、用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を行うものです。

本市では、市街地再開発事業の実施に合わせて呉駅西地区に定めています。

名 称	面積 (約 ha)	決定及び変更年月日	内 容
呉駅前西地区	1. 4	決定 昭和62. 10. 22 呉市告示第133号	容積率の最高限度 70/10
		変更 平成 6. 5. 20 呉市告示第120号	容積率の最低限度 20/10
			建蔽率の最高限度 7/10
			建築面積の最低限度 200 m ²
			壁面の位置の制限 あり

◆ 防火地域・準防火地域

防火地域及び準防火地域は、市街地の中心部など土地利用度や建築密度が高く、火災による延焼等の危険が高い地区を指定し、建築基準法により建築材料や構造等を規制することで、市街地の不燃化を促進し、火災の危険を低減、防除するために定めています。

決定及び変更年月日	決定及び変更の内容	防火地域面積(約 ha)	準防火地域面積(約 ha)
昭和24. 7. 12	準防火地域の指定 建設省告示第674号	—	309. 29
28. 2. 2	防火地域の指定及び準防火地域の変更 建設省告示第127号	3. 96	305. 33
34. 4. 15	区域の変更 建設省告示第994号	4. 19	502. 03
42. 3. 31	区域の変更 建設省告示第959号 (昭和42. 4. 20効力発生)	4. 7	501. 2
62. 3. 2	区域の変更 呉市告示第20号	84. 4	421. 5
平成 8. 3. 25	区域の変更 呉市告示第60号	92. 9	504. 1
16. 5. 31	区域の変更 呉市告示第91号	106. 6	515. 9
20. 12. 15	区域の変更 呉市告示第476号	106. 6	523
24. 5. 31	区域の変更 呉市告示第182号	107	494
令和 4. 12. 26	区域の変更 呉市告示第426号	107	494

◆ 駐車場整備地区

駐車場整備地区及び周辺地区(条例に基づく)は、広島圏都市計画区域内の商業地域及び近隣商業地域とこれらの周辺において自動車交通が著しくふくそうする地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域について指定しています。

地区名	決定及び変更年月日	地区面積(約 ha)	地区面積(約 ha)
呉駐車場整備地区 〔都市計画決定〕	決定 昭和46. 10. 28 呉市告示第123号 変更 昭和61. 7. 31 呉市告示第 71号	110 115	
周辺地区 〔条例〕	指定 昭和46. 12. 21 条例第 56号 改正 平成7. 12. 19 条例第 27号		68. 5 66. 8

◇ 駐車施設の附置義務

本市では、駐車場整備地区及び周辺地区に加え、商業地域及び近隣商業地域において、一定規模以上の建築物の新築や増築等を行う場合、条例により駐車施設の附置及び管理について条例で定めています。

呉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例〔抜粋〕

	駐車場整備地区・商業地域・近隣商業地域			周辺地区		駐車施設 1台当たりの 最小規模	備 考
	対象となる 建築物規模	特定用途部分	非特定用途部分	対象となる 建築物規模	特定用途部分		
		駐車施設数の算定基準 (特定用途部分の床面積)	算定基準 (非特定用途部分の床面積)	特定用途部分の 床面積が 2,000㎡を 超えるもの	駐車施設数の算定基準 (特定用途部分の床面積)		
駐車施設の 附置基準	算出面積(※1)が 1,000㎡を超える もの	150㎡毎に1台以上	450㎡毎に 1台以上	特定用途部分の 床面積が 2,000㎡を 超えるもの	150㎡毎に 1台以上	幅2.3m×奥行5m 幅3.5m×奥行6m (車いす用)	・駐車施設は当該建築物又はその敷地内に附置する ただし、市長がやむを得ないと認める場合、おおむね200m以内に設置できる ・対象建築物の延べ面積が6,000㎡未満の場合、附置数を軽減する ・附置数の内数で1台以上の車いす用駐車施設を特定用途に義務づける
荷さばき用 駐車施設の 附置基準	特定用途部分の 床面積が 2,000㎡を 超えるもの	百貨店その他の 店舗部分	3,000㎡毎に 1台以上	特定用途部分の 床面積が 3,000㎡を 超えるもの	5,000㎡毎に 1台以上	幅3m×奥行7.7m はり下高さ3m	・荷さばき用駐車施設は、附置数の内数で設置し、敷地面積1,000㎡未満の場合は免除できる
		事務所部分	5,000㎡毎に 1台以上				
		倉庫部分	1,500㎡毎に 1台以上				
		その他の 特定用途部分	4,000㎡毎に 1台以上				

(※1) 特定用途部分の床面積と、非特定用途部分の床面積の1/2の合計面積

特定用途：劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場
非特定用途：特定用途以外のもの

◆ 臨港地区

臨港地区は、港湾を管理運営するため、港湾施設としての機能を整備し、港湾周辺の効率的利用を図るために必要な地区を指定しています。

名 称	決定及び変更年月日			面積（約 ha）
呉港臨港地区	決定	昭和34. 10. 27	建設省告示第2082号	229
	変更	昭和62. 9. 3	広島県告示第863号	327
	変更	平成13. 11. 5	広島県告示第968号	336
	変更	平成19. 3. 26	広島県告示第338号	383
	変更	平成23. 2. 24	広島県告示第154号	385
	変更	平成26. 8. 18	広島県告示第553号	403

◇ 分区の指定

分区は、港湾管理者が港湾における土地利用の計画的な誘導と港湾機能の確保を図るため、臨港地区内を機能・目的別に区分して指定し、それぞれの目的に従って構築物の用途を規制しています。

なお、分区が指定された区域内では、建築基準法第48条及び第49条の規定による用途地域及び特別用途地域に係る建築物の用途の制限は適用されません。



呉港 宝町地区

単位（約 ha）

指定及び変更年月日	分 区				無分区	合計
	商港区	工業港区	漁港区	修景厚生港区		
	旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域	工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域	水産物の取扱い、漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域	景観を整備し、港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域		
昭和35. 1. 12 呉市告示第2号	27. 91	201. 52	—	—	—	229. 43
62. 9. 3 呉市告示第115号	41. 21	282. 28	—	3. 50	—	326. 99
平成元. 5. 31 呉市告示第 65号	51. 84	271. 65	—	3. 50	—	326. 99
13. 11. 5 呉市告示第137号	51. 74	271. 75	—	5. 20	7. 80	336. 49
19. 3. 30 呉市告示第38号	51. 74	271. 75	—	5. 20	54. 19	382. 88
23. 2. 24 呉市告示第33号	51. 74	273. 27	0. 63	5. 20	54. 19	385. 03
26. 8. 18 告示無し	51. 74	273. 27	0. 63	5. 20	72. 59	403. 43
28. 10. 26 呉市告示第369号	69. 42	282. 25	0. 63	24. 93	26. 20	403. 43
30. 12. 10 呉市告示第416号	70. 79	294. 84	0. 63	10. 97	26. 20	403. 43
令和 2. 9. 10 呉市告示第337号	62. 6	302. 4	0. 6	11. 0	26. 2	402. 8
3. 2. 16 呉市告示第 52号	61. 2	302. 4	0. 6	11. 0	27. 6	402. 8
3. 2. 19 呉市告示第 58号	60. 7	302. 4	1. 1	11. 0	27. 6	402. 8

◆ 拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域

促進区域は、主として土地所有者等に対し、一定期間内に速やかに、一定の土地利用を実現することを促し、市街地の計画的な整備、開発が図れるように定める地区です。

本市では、呉駅南地区の都市機能を整備するため、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」に基づき、呉駅南拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域を定めています。



呉駅南地区

名 称	決定及び変更年月日		面積（約 ha）	（参考）事業施行年度
呉駅南	決定	平成10. 2. 20 呉市告示第36号	4. 5	平成 10～14

都市施設

◆ 道 路

都市計画道路は、人や物資の輸送のための交通施設機能のほか、良好な居住環境を形成する環境空間（風通し、明るさ、開放感などを確保し、都市景観を形成する）、都市防災空間（火災が広がるのを建物の建たない道路で遮断する）、下水道や電線などの供給処理施設を収容する機能など、幅広い役割を担う施設であり、広島圏都市計画区域では、現在 58 路線を都市計画決定しています。

また、本通吉浦線の一部として JR 呉駅前に、鉄道と道路の結節点において交通を円滑に処理し、街の玄関となる駅前広場（面積 10,446 m²）を決定しています。



宝町本通線

※整備済区間延長は令和 3 年度末時点

種 別	名 称		計画決定の 延長(約 m)	計画決定の 幅員(m)	整備済区間 延長(約 m)	当初決定	最終変更
	番号	路線名					
自動車専用道路	1・4・002	広 島 呉 道 路	7,500	21	0	昭和 56. 9.16	令和 4.3.28
	1・4・901	東広島呉自動車道	10,090	21	0	平成 2.11.19	平成 27. 3. 9
幹線街路	3・1・901	宝 町 本 通 線	1,620	56	1,620	昭和 21.10. 4	昭和 58.12.12
	3・2・902	呉駅前本通 6 丁目線	1,760	36	1,760	昭和 21.10. 4	昭和 51. 7.27
	3・2・903	本 通 仁 方 線	10,270	30	6,360	昭和 21.10. 4	平成 27. 3. 9
	3・2・904	本 通 吉 浦 線	4,990	36	2,300	昭和 21.10. 4	平成 5.11. 1
	3・3・906	本 通 三 条 線	1,300	25	1,240	昭和 21.10. 4	昭和 51. 7.27
	3・3・907	中 央 二 河 町 線	870	25	610	昭和 21.10. 4	昭和 56. 9.16
	3・3・908	虹 村 1 号 線	1,460	25	1,460	昭和 48. 6. 5	平成 5.11. 1
	3・3・909	広 本 町 徳 丸 線	3,360	23	1,540	昭和 21.10. 4	平成 18.12. 7
	3・3・910	本 通 昭 和 町 線	3,790	22	1,980	昭和 28. 6.18	平成 5.11. 1
	3・3・920	焼 山 押 込 線	5,630	25	0	昭和 42.12.27	平成 18. 3.13
	3・3・947	苗 代 郷 原 線	5,600	25	2,380	平成 2.11.19	—
	3・4・905	阿 賀 駅 前 線	80	20	80	昭和 21.10. 4	平成 21.12.17
	3・4・911	西中央東片山町線	1,710	20	1,710	昭和 21.10. 4	昭和 51. 7.27
	3・4・912	呉駅前本通 1 丁目線	520	20	520	昭和 21.10. 4	平成 17. 2. 8
	3・4・913	呉 駅 前 三 条 線	440	20	440	昭和 31. 2.18	平成 17. 2. 8
	3・4・915	古新開弁天橋線	1,820	18	1,820	昭和 21.10. 4	平成 18.12. 7
	3・4・917	広駅前大新開線	660	18	0	昭和 21.10. 4	平成 5.11. 1

(令和 4 年 12 月末現在)

種 別	名 称		計画決定の 延長(約 m)	計画決定の 幅員(m)	整備済区間 延長(約 m)	当初決定	最終変更
	番号	路線名					
幹線街路	3・4・918	横路 4 丁目 白石 線	3,150	18	1,530	昭和 21.10. 4	平成 25. 2. 6
	3・4・919	阿 賀 駅 南 線	410	16	370	昭和 21.10. 4	平成 5.11. 1
	3・4・921	堀 切 焼 山 南 線	2,850	16	2,420	昭和 42.12.27	平成 5.11. 1
	3・4・937	本 通 阿 賀 線	2,990	20	1,710	昭和 21.10. 4	令和 2. 9.24
	3・4・946	坂 天 応 線	960	18	0	昭和 56. 9.16	—
	3・4・948	阿 賀 虹 村 線	960	20	960	平成 5. 2.25	平成 17. 6.17
	3・4・949	焼 山 東 環 状 線	2,100	16	1,660	平成 18. 3.13	—
	3・4・950	焼 山 中 央 線	1,010	18	590	昭和 42.12.27	平成 18. 3.13
	3・5・011	熊 野 押 込 線	130	15	130	昭和 42. 8.10	平成 3. 2.25
	3・5・916	広 本 町 長 浜 線	1,920	15	1,920	昭和 21.10. 4	平成 23. 2.24
	3・5・922	東 片 山 清 水 線	2,950	15	2,950	昭和 21.10. 4	平成 17. 2. 8
	3・5・923	本 通 八 幡 町 線	720	15	720	昭和 21.10. 4	昭和 51. 7.19
	3・5・924	阿 賀 中 央 線	810	15	810	昭和 21.10. 4	平成 5. 2.25
	3・5・925	呉 駅 南 線	560	16	560	平成 10. 2.20	—
	3・5・926	大 新 開 吉 松 線	1,590	15	400	昭和 21.10. 4	平成 25. 2. 6
	3・5・928	横路 1 丁目 白石 線	2,440	15	1,920	昭和 21.10. 4	平成 30. 1. 9
	3・5・929	大 広 吉 松 線	950	15	310	昭和 21.10. 4	平成 2. 3. 8
	3・5・931	名 田 白 石 線	1,230	15	1,110	昭和 35.11. 4	平成 23. 2.24
	3・5・932	宝 町 線	450	12	450	昭和 38. 9.21	平成 13. 8.24
	3・5・936	阿 賀 中 央 町 田 線	4,400	12	3,180	昭和 21.10. 4	平成 27. 3. 9
	3・5・937	幸 町 海 岸 線	1,140	12	760	昭和 33. 3.28	平成 13. 8.24
	3・5・945	昭 和 町 線	1,720	15	1,370	昭和 51. 7.19	平成 5.11. 1
	3・6・914	海 岸 吉 浦 新 町 線	2,220	11	2,160	昭和 21.10. 4	平成 22. 4. 1
	3・6・934	昭 和 町 警 固 屋 線	530	11	0	昭和 25. 3.31	平成 5.11. 1
	3・6・938	本 通 警 固 屋 阿 賀 線	16,110	8	2,630	昭和 21.10. 4	平成 5.11. 1
	3・6・939	吉 浦 駅 前 中 町 線	720	8	0	昭和 21.10. 4	平成 5.11. 1
	3・6・941	宮 原 坪 ノ 内 線	1,580	8	1,480	昭和 23. 4.17	平成 5.11. 1
	3・7・944	吉 浦 新 町 中 町 線	880	6	0	昭和 21.10. 4	平成 5.11. 1

(令和 4 年 12 月末現在)



焼山中央線



阿賀虹村線(虹村大橋)

種 別	名 称		計画決定の 延長(約 m)	計画決定の 幅員(m)	整備済区間 延長(約 m)	当初決定	最終変更
	番号	路線名					
区画街路	7・4・901	虹 村 2 号 線	540	20	540	昭和 48. 6. 5	平成 5.11. 1
	7・4・902	虹 村 3 号 線	2,020	16	1,920	昭和 48. 6. 5	平成 5. 2.25
		支 線	60	16	60		
	7・5・903	虹 村 4 号 線	910	12	910	昭和 48. 5.28	平成 5.11. 1
	7・5・904	虹 村 5 号 線	480	12	480	昭和 48. 5.28	平成 5.11. 1
	7・5・906	古 新 開 1 号 線	980	13	980	平成 2. 3. 8	—
	7・6・905	吉 浦 東 西 線	290	8	0	昭和 21.10. 4	平成 5.11. 1
	7・6・907	古 新 開 2 号 線	910	8	910	平成 2. 3. 8	—
	7・6・908	古 新 開 3 号 線	350	8	350	平成 2. 3. 8	—
特殊街路	8・4・901	中 通 線	410	18	410	昭和 53. 1.31	平成 27. 2.23
	8・6・902	古 新 開 南 北 線	830	9	830	昭和 54. 4. 6	平成 5.11. 1
	8・7・903	呉 駅 宝 町 線	460	4	460	昭和 55. 2.19	平成 17. 2. 8
合 計		58 路線	129, 190		65, 770		

(令和 4 年 12 月末現在)



中通線



呉駅宝町線

◆ 駐車場

駐車場は、道路とともに自動車交通を確保する上で基本となる施設のひとつで、総合的な交通対策の一環として、駐車場整備地区とともに位置付けるもので、本市では自動車駐車場 2 箇所（836 台実収容）、自転車駐車場 1 箇所（1,400 台収容）を都市計画決定しています。



呉駅西駐車場

名 称	位 置	面積(約㎡)	構 造	実駐車台数	決定及び変更年月日
蔵本駐車場	呉市中央 3 丁目	2,300	自走式地上 5 階 6 層	355	決定 昭和 55. 9. 30 呉市告示第 120 号 (供用開始 昭和 58. 4. 9) 変更 昭和 61. 7. 31 呉市告示第 72 号
呉駅西駐車場	呉市宝町	3,800	自走式 地上 3 階以上 6 層	481	決定 昭和 61. 7. 31 呉市告示第 72 号 (供用開始 平成 2. 2. 20)
呉駅西駐車場 (自転車駐車場)	呉市宝町	3,100	地上 2 階 1 層	1,400	決定 昭和 61. 7. 31 呉市告示第 73 号 (供用開始 昭和 63. 4. 8)

◆ 公 園

公園は、住民の日常生活に密着した屋外におけるコミュニティ形成の場、休息、鑑賞、遊戯、運動その他のレクリエーションの利用に供するとともに、良好な都市景観の形成、都市環境の整備及び改善、都市防災（災害時の避難地・避難路、火災時の延焼の防止など）にも重要な役割を果たしています。

広島圏都市計画区域では、現在 81 箇所の公園を都市計画決定しています。



狩留賀海浜公園

種 別	名 称		計画決定の 面積(約 ha)	整備済みの 面積(約 ha)	供用・未供 用の別	当初決定	最終変更
	番号	公園名					
街区公園	1・1・901	本 通 第 2 公 園	0.07	0.07	供用	昭和 24. 5.28	昭和 51. 7.19
	1・1・902	郷 町 公 園	0.09	0.09	供用	昭和 25.10.2	昭和 51. 7.19
	1・1・903	曙 公 園	0.07	0.07	供用	昭和 27. 6. 5	昭和 51. 7.19
	1・1・904	津 久 茂 公 園	0.09	0.09	供用	昭和 37. 8. 2	昭和 51. 7.19
	1・1・905	塩 焼 第 2 公 園	0.08	0.08	供用	昭和 45.10. 9	昭和 51. 7.19
	1・1・906	西 町 公 園	0.05	0.05	供用	昭和 31.12.17	昭和 51. 7.19
	1・1・907	上 平 原 公 園	0.06	0.06	供用	昭和 51. 7.19	—
	1・1・908	上 畑 第 2 公 園	0.06	0.06	供用	昭和 51. 7.19	—
	1・1・909	石 内 公 園	0.08	0.08	供用	昭和 52.10.27	—
	1・1・910	大 屋 公 園	0.06	0.06	供用	昭和 52.10.27	—
	2・2・901	寺 迫 公 園	0.81	0.81	供用	昭和 21.11. 1	昭和 51. 7.19
	2・2・902	本 通 第 1 公 園	0.12	0.12	供用	昭和 24. 5.28	昭和 51. 7.19
	2・2・903	元 町 公 園	0.10	0.10	供用	昭和 30. 6. 1	平成 28.10.19
	2・2・904	古 川 公 園	0.17	0.17	供用	昭和 24. 5.28	昭和 51. 7.19
	2・2・905	今 西 公 園	0.13	0.13	供用	昭和 25.10. 2	昭和 51. 7.19
	2・2・906	浜 田 公 園	0.10	0.10	供用	昭和 25.10. 2	昭和 51. 7.19
	2・2・907	古新開第 1 公 園	0.42	0.42	供用	平成 10. 8.21	—
	2・2・908	伏 原 公 園	0.13	0.13	供用	昭和 25.10. 2	昭和 51. 7.19
	2・2・909	東 雲 公 園	0.12	0.12	供用	昭和 25.10. 2	昭和 51. 7.19
	2・2・910	伏 原 西 公 園	0.10	0.10	供用	昭和 26. 6. 1	平成 23. 2. 1
	2・2・911	寺 西 公 園	0.13	0.13	供用	昭和 26. 6. 1	昭和 51. 7.19
	2・2・912	登 町 公 園	0.18	0.18	供用	昭和 26. 6. 1	昭和 51. 7.19
	2・2・913	和 庄 公 園	0.16	0.16	供用	昭和 26. 6. 1	昭和 51. 7.19
	2・2・914	溝 路 公 園	0.14	0.14	供用	昭和 27. 6. 5	昭和 51. 7.19
	2・2・915	西 六 公 園	0.11	0.11	供用	昭和 30. 6. 1	昭和 51. 7.19
	2・2・916	蔵 本 公 園	0.11	0.11	供用	昭和 30. 6. 1	昭和 51. 7.19
	2・2・917	胡 町 公 園	0.17	0.17	供用	昭和 30. 6. 1	昭和 51. 7.19
	2・2・918	金 比 羅 山 公 園	0.32	0.32	供用	昭和 31.12.17	昭和 51. 7.19
	2・2・919	長 ノ 木 公 園	0.21	0.21	供用	昭和 31.12.17	昭和 51. 7.19
	2・2・920	岩 方 公 園	0.15	0.15	供用	昭和 35. 3. 8	昭和 58.12.12
	2・2・921	北 塩 屋 公 園	0.21	0.21	供用	昭和 37. 8. 2	昭和 51. 7.19
	2・2・922	西 惣 付 公 園	0.14	0.14	供用	昭和 37. 8. 2	昭和 51. 7.19
	2・2・923	上 畑 第 1 公 園	0.13	0.13	供用	昭和 46. 8. 6	平成 23. 2. 1
	2・2・924	吉 浦 第 2 公 園	0.16	0.16	供用	昭和 46. 8. 6	昭和 51. 7.19
	2・2・925	鍋 山 第 1 公 園	0.23	0.23	供用	昭和 47. 2. 8	昭和 51. 7.19
	2・2・926	大 坪 谷 公 園	0.15	0.15	供用	昭和 47. 2. 8	平成 2.12.13
	2・2・927	小 倉 新 開 公 園	0.10	0.10	供用	昭和 46. 8. 6	昭和 51. 7.19
	2・2・928	豊 栄 東 公 園	0.11	0.11	供用	昭和 45.10. 9	昭和 51. 7.19
	2・2・929	長 浜 公 園	0.16	0.16	供用	昭和 31.12.17	昭和 51. 7.19
	2・2・930	徳 丸 公 園	0.19	0.19	供用	昭和 47. 2. 8	昭和 51. 7.19
	2・2・931	弁 天 橋 公 園	0.25	0.25	供用	昭和 47. 2. 8	平成 18.12. 7

(令和 4 年 12 月末現在)

種 別	名 称		計画決定の 面積(約ha)	整備済みの 面積(約ha)	供用・未供 用の別	当初決定	最終変更
	番号	公園名					
街区公園	2・2・932	大 新 開 公 園	0.11	0.11	供用	昭和 47. 2. 8	昭和 51. 7.19
	2・2・933	宮 原 7 丁 目 公 園	0.37	0.37	供用	昭和 31.12.17	平成 23. 2. 1
	2・2・934	大 浜 第 1 公 園	0.10	0.10	供用	昭和 46. 8. 6	昭和 59. 6. 6
	2・2・935	押 込 第 1 公 園	0.48	0.48	供用	昭和 50. 9.20	昭和 51. 7.19
	2・2・936	海 岸 4 丁 目 公 園	0.15	0.15	供用	昭和 54. 4.14	—
	2・2・937	安 永 新 開 公 園	0.12	0.12	供用	昭和 54. 4. 6	—
	2・2・938	四 新 開 第 一 公 園	0.28	0.28	供用	昭和 54. 4. 6	—
	2・2・939	四 新 開 第 二 公 園	0.16	0.16	供用	昭和 54. 4. 6	—
	2・2・940	文 化 新 開 公 園	0.45	0.45	供用	昭和 54. 4. 6	—
	2・2・941	弥 生 新 開 第 一 公 園	0.12	0.12	供用	昭和 54. 4. 6	—
	2・2・942	弥 生 新 開 第 二 公 園	0.10	0.10	供用	昭和 54. 4. 6	—
	2・2・943	西 鹿 田 公 園	0.10	0.10	供用	昭和 58.11. 8	—
	2・2・944	山 手 公 園	0.23	0.23	供用	昭和 58.12.12	—
	2・2・945	皆 実 第 2 公 園	0.11	0.11	供用	昭和 62. 3. 2	—
	2・2・946	仁 方 棧 橋 公 園	0.28	0.28	供用	昭和 63.12.15	—
	2・2・947	長 浜 第 2 公 園	0.09	0.09	供用	昭和 63.12.15	—
	2・2・948	か も め 公 園	0.11	0.11	供用	平成 3. 2.12	—
	2・2・949	豊 栄 公 園	0.20	0.20	供用	昭和 43.10. 9	平成 9.10. 7
	2・2・950	豊 栄 南 公 園	0.33	0.33	供用	平成 9.10. 7	—
	2・2・951	古 新 開 第 2 公 園	0.24	0.24	供用	平成 10. 8.21	—
	2・2・952	古 新 開 第 3 公 園	0.21	0.21	供用	平成 10. 8.21	—
	2・2・953	古 新 開 第 4 公 園	0.08	0.08	供用	平成 10. 8.21	—
近隣公園	3・2・904	阿 賀 中 央 公 園	0.6	0.6	供用	平成 9.10. 7	—
	3・3・901	寺 本 公 園	1.4	1.4	供用	昭和 21.11. 1	昭和 51. 7.27
	3・3・903	二 河 川 公 園	1.4	1.2	一部供用	昭和 21.11. 1	平成 3. 2.12
	3・3・905	長 迫 公 園	2.9	2.9	供用	昭和 45.11. 4	昭和 51. 7.27
地区公園	4・4・901	中 央 公 園	6.9	6.9	供用	昭和 21.11. 1	平成 24. 7.23
	4・4・902	広 公 園	4.1	4.1	供用	昭和 27. 3.31	昭和 51. 7.27
	4・4・903	串 山 公 園	4.1	4.1	供用	昭和 31.12.17	平成 15. 4. 4
	4・4・904	入 船 山 公 園	7.9	7.7	一部供用	昭和 36.10.10	昭和 55. 9.16
総合公園	5・5・901	焼 山 公 園	11.3	10.6	一部供用	昭和 55. 3.14	—
	5・5・902	狩 留 賀 海 浜 公 園	15.1	15.1	供用	昭和 31.12.17	平成 8. 3. 7
	5・5・903	灰 ケ 峰 公 園	17.4	6.0	一部供用	平成 7.11. 6	—
運動公園	6・4・901	虹 村 公 園	9.8	9.8	供用	昭和 48. 6. 5	昭和 51. 7.27
	6・5・902	二 河 公 園	13.5	13.0	一部供用	昭和 21.11. 1	昭和 56. 9.16
特殊公園 (風致)	7・5・902	二 河 峡 公 園	14.5	10.5	一部供用	昭和 31.12.17	昭和 51. 7.27
	7・5・903	音 戸 の 瀬 戸 公 園	22.1	18.7	一部供用	昭和 36. 3.16	昭和 51. 7.27
	7・5・904	大 空 山 公 園	13.2	12.9	一部供用	昭和 37. 8. 2	昭和 51. 7.27
	7・5・905	二 級 峡 公 園	39.2	32.9	一部供用	昭和 32. 3.30	昭和 51. 7.27
特殊公園	8・4・901	天 応 公 園	6.6	6.6	供用	昭和 59. 8. 2	平成 2.12.13
合 計		81 公園	202.84	175.84			

(令和 4 年 12 月末現在)



古新開第 4 公園



中央公園(堺川沿い)

◆ 下水道

下水道は、市街地における雨水を排除して、浸水を防除するとともに、家庭からの生活排水や工場・事業所などの排水を集めて処理して公衆衛生の向上に寄与し、快適な生活環境を確保するとともに、海や河川等の公共用水域の水質を保全するものです。

本市では、昭和16年に立案された下水道計画は太平洋戦争のために中断されましたが、昭和21年に戦災復興計画として計画し、昭和33年に都市計画決定されました。



天応浄化センター

決定及び変更年月日	決定及び変更の内容		計画排水面積（約 ha）
昭和33. 9. 16	決定	建設省告示第1491号	191. 20
〃	事業認可区域	〃	24. 40
35. 8. 25	事業認可区域拡大とポンプ場の追加	建設省告示第1769号	191. 20
42. 4. 21	焼山排水区の追加	建設省告示第1482号	551. 00
46. 8. 6	市街化区域設定に伴う区域拡大	呉市告示第100号	3, 511
54. 3. 26	幹線等のルート変更	呉市告示第32号	3, 511
56. 2. 13	市街化区域変更に伴う区域変更	呉市告示第11号	2, 970
58. 12. 10	処理区域の再編成と区域の追加	呉市告示第140号	2, 994
60. 8. 8	広処理区の計画変更	呉市告示第88号	2, 994
62. 12. 28	市街化区域変更に伴う区域変更	呉市告示第168号	3, 082
平成元. 2. 22	吉浦ポンプ場の位置変更	呉市告示第24号	3, 082
元. 8. 3	天応処理区の計画変更	呉市告示第92号	3, 082
3. 10. 21	全体計画の見直しに伴う処理区域界の変更	広島県告示第1145号	3, 073
5. 2. 25	幹線等のルート変更及び広第2処理場（汚泥焼却場）の追加		3, 073
6. 6. 2	広処理区の一部拡大	呉市告示第23号	3, 083
8. 2. 27	排水区域、污水管渠、ポンプ施設の変更	呉市告示第42号	3, 155
10. 8. 21	三芦ポンプ場の位置変更	呉市告示第255号	3, 155
13. 9. 11	排水区域の変更	呉市告示第111号	3, 249
15. 9. 10	潭鼓ポンプ場の位置及び名称の変更	呉市告示第131号	3, 249
17. 3. 1	排水区域の変更及びポンプ施設の増加	呉市告示第22号	3, 386
20. 2. 20	名田ポンプ場の区域の拡大	呉市告示第47号	3, 386
〃	施設の名称変更	呉市告示第50号	3, 386
24. 8. 2	排水区域の変更	呉市告示第248号	3, 402
28. 4. 28	三芦ポンプ場の施設規模・位置の変更	呉市告示第180号	3, 402
30. 1. 9	二河川第2ポンプ場の追加	呉市告示第7号	3, 402
31. 3. 27	広第2処理場の区域の縮小	呉市告示第98号	3, 402

● 呉公共下水道

呉公共下水道は、新宮処理区、広処理区及び天応処理区の3つの処理区に分かれており、新宮浄化センター、広浄化センター、広第2処理場及び天応浄化センターの4つの処理場で汚水処理を行っています。

名 称	排水区域 (約 ha)	処理区域 (約 ha)	管路延長 (約 m)	ポンプ場		処理場	
				箇所数	面積(約㎡)	箇所数	面積(約㎡)
呉公共下水道	3, 402	3, 402	2, 890	22	44, 210	4	87, 030

◆ ごみ処理場

ごみ処理場は、健全な都市環境を保全していくため、年々増え続けるごみ量、ごみ質の多様化に対し、減量化、資源化を進めるとともに、ごみの種類によって焼却、破碎処理を行う施設です。

本市では、ごみの増大及び多様化に対応するため、昭和53年にごみ処理場を都市計画決定しています。



呉市虹村環境センター

名 称	位 置	面積（約 ha）	決定及び変更年月日
呉市虹村環境センター	呉市広多賀谷3丁目	3.4	決定 昭和 53. 1. 7 呉市告示第 2 号 (供用開始 昭和 55. 11. 1)

◆ 市 場

市場は、生活に欠くことのできない生鮮食料品等の流通の円滑化、その取引の適正化等を図ることを目的として設置される都市施設です。

本市では、全国で11番目の中央卸売市場として昭和54年に呉市中央卸売市場を都市計画決定し、昭和57年に開設しました。

その後、平成20年の地方卸売市場への転換を受けて、都市計画の名称を変更しています。



呉市地方卸売市場

名 称	位 置	面積（約 ha）	決定及び変更年月日	備 考
呉市地方卸売市場	呉市光町	5.0	決定 昭和 54. 9. 29 呉市告示第 118 号 変更 平成 20. 4. 1 呉市告示第 126 号 (供用開始 昭和 57. 7. 26)	卸売場 7,476 m ² 駐車場 11,458 m ² 管理事務所等 762 m ²

◆ 火葬場

火葬場は重要な公共サービスを担う施設であり、会葬者のニーズや心情に十分配慮するとともに環境やユニバーサルデザインに配慮した施設設備が必要です。

本市では、火葬サービスの向上や周辺環境との調和を図るため、旧施設の機能更新に合わせて都市計画決定しています。



呉市斎場

名 称	位 置	面積 (約㎡)	決定及び変更年月日
901 呉市斎場	呉市焼山町字鍋土	19,400	変更 平成 14. 12. 17 呉市告示第 165 号 (新火葬場供用開始 平成 18. 4. 1) 変更 令和 3. 8. 26 呉市告示第 298 号

◆ 防火水槽

防火水槽は、消火栓とともに消火活動に欠かせない施設であり、火災に強いまちづくりを進めていく上で、重要な施設です。

本市では、水利施設の計画的な整備を推進するため、昭和20年代に14箇所の防火水槽を都市計画決定しています。



西鹿田町水槽

名 称	箇所数	合計容量 (㎡)	合計面積 (㎡)	決定及び変更年月日
吉浦中町水槽 (他 13 箇所)	14 箇所	560	319.88	決定 昭和 27. 6. 5 建設省告示第 777 号 (5 箇所) 決定 昭和 27. 12. 26 建設省告示第 1531 号 (5 箇所) 決定 昭和 29. 5. 31 建設省告示第 1004 号 (4 箇所)

市街地開発事業

◆ 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、道路などの都市基盤の整備水準が低い地区について、土地の交換分合を行い、宅地の区画・形状を整え、道路、公園などの公共施設の整備・改善を図り、土地利用を増進する事業です。

公共施設の整備や保留地を減歩によって生み出し、事業に要する経費と、公共施設の管理者負担金、資産価値の増進及び保留地の処分による収入などのバランスをとりながら事業を進めます。

土地区画整理事業は、都市の総合的なまちづくりを行う上で最も有効な整備手法であり、広島圏都市計画区域では、5地区を都市計画決定し、事業を実施しました。

地区名	決定及び変更年月日	面積(約 ha)	施行者	事業計画決定 公告年月日	施行年度	換地処分公告年月日	合算減歩率(%)
呉復興	決定 昭和 21. 10. 4 戦災復興院告示第 201 号 変更 昭和 46. 8. 31 広島県告示第 774 号	232	呉市長	昭和 21. 11. 1	昭和 21～46	昭和 47. 1. 21	24. 6
豊栄新開	決定 昭和 37. 8. 2 建設省告示第 1888 号 変更 昭和 42. 3. 24 建設省告示第 807 号	40. 7	呉市	昭和 37. 11. 13	昭和 37～47	昭和 47. 11. 24	39. 32
広第一	決定 昭和 54. 4. 6 広島県告示第 301 号	40. 9	呉市	昭和 55. 1. 10	昭和 54～ 平成 9	1 工区 平成 5. 6. 10 2 工区 平成 10. 3. 2	18. 68
古新開	決定 平成 2. 3. 8 広島県告示第 271 号	31. 0	呉市	平成 3. 11. 28	平成 3～28	平成 28. 9. 16	24. 20
呉駅南 拠点整備	決定 平成 10. 2. 20 呉市告示第 37 号	4. 5	呉市	平成 10. 9. 28	平成 10～14	平成 14. 11. 28	37. 0



古新開土地区画整理事業

◆ 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、老朽化した木造建築物が密集している市街地などで、共同建築物（中高層ビル）の建設を行うことで、公園や道路など公共施設の整備を可能にする事業です。

土地や建物について、権利を持っている人は、それぞれ権利に応じて、新しく建設されたビルと敷地に権利が移し替えられることになります。

市街地再開発事業は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新を図る有効な手法であり、本市では呉駅前西地区で実施しています。

名 称	決定及び変更年月日	面積(約 ha)	施行者	事業認可年月日	施行年度
呉駅前西地区第一種	決定 昭和 62. 10. 22 広島県告示第 976 号	1. 3	個人	昭和 63. 2. 8	昭和 62 ～ 平成 2

地区計画等

◆ 地区計画

地区計画は、一体的に整備及び保全を図るべき地区について、道路・公園等の地区施設の配置及び規模に関する事項、建築物の形態・用途・敷地等に関する事項、その他土地の利用の制限に関する事項を総合的かつ一体的に一つの計画として定め、その地区計画に沿って開発行為・建築行為を誘導・規制することによって、地区の特性にふさわしい態様を備えた良好な市街地の整備及び保全を図るものであり、広島圏都市計画区域において、現在、9地区を都市計画決定しています。

名 称	面積 (約 ha)	決定及び変更年月日	地区 施設	建築物等に関する制限						
				用途	容積率	敷地規模	壁面位置	高さ	形態・意匠	垣・柵
夢ヶ丘地区地区計画	28.4	決定 平成 7. 10. 30 (呉市告示第 244 号) 変更 平成 8. 3. 25 (呉市告示第 63 号) 変更 平成 11. 9. 27 (呉市告示第 161 号) 変更 平成 19. 8. 1 (呉市告示第 286 号) 変更 平成 24. 8. 1 (呉市告示第 245 号) 変更 平成 28. 4. 28 (呉市告示第 181 号)		○		○	○	○	○	○
三条・海岸、栄町周辺地区地区計画	31.3	決定 平成 8. 3. 25 (呉市告示第 61 号) 変更 平成 11. 9. 27 (呉市告示第 162 号) 変更 平成 16. 5. 31 (呉市告示第 90 号) 変更 平成 24. 5. 31 (呉市告示第 183 号) 変更 平成 28. 4. 28 (呉市告示第 181 号)		○	○					○
呉駅南地区地区計画	4.5	決定 平成 8. 3. 25 (呉市告示第 62 号) 変更 平成 12. 6. 15 (呉市告示第 91 号) 変更 平成 28. 4. 28 (呉市告示第 181 号)		○		○	○		○	
呉新世紀の丘住宅団地地区地区計画	31.1	決定 平成 9. 3. 25 (呉市告示第 74 号) 変更 平成 11. 9. 27 (呉市告示第 163 号) 変更 平成 19. 8. 1 (呉市告示第 287 号) 変更 平成 24. 5. 31 (呉市告示第 183 号) 変更 平成 28. 4. 28 (呉市告示第 181 号)		○		○	○	○	○	○
宮が迫ニュータウン地区地区計画	10.7	決定 平成 10. 9. 22 (呉市告示第 294 号) 変更 平成 12. 9. 21 (呉市告示第 128 号) 変更 平成 24. 5. 31 (呉市告示第 183 号)		○		○	○	○	○	○
シーサイドヒルズ瀬戸見地区地区計画	11.9	決定 平成 14. 10. 1 (呉市告示第 132 号) 変更 平成 24. 5. 31 (呉市告示第 183 号)				○	○		○	○
広駅前地区地区計画	129.9	決定 平成 17. 3. 31 (呉市告示第 76 号) 変更 平成 24. 8. 1 (呉市告示第 245 号) 変更 平成 28. 4. 28 (呉市告示第 181 号)	○	○			○	○	○	○
苗代工業団地地区地区計画	18.9	決定 平成 19. 4. 1 (呉市告示第 101 号) 変更 平成 20. 2. 20 (呉市告示第 48 号) 変更 平成 24. 5. 31 (呉市告示第 183 号) 変更 平成 30. 4. 1 (呉市告示第 105 号)		○			○			○
広古新開 6 丁目地区地区計画	3.9	決定 平成 30. 1. 9 (呉市告示第 5 号)	○	○						



呉新世紀の丘住宅団地地区(グリーンタウン郷原地区)



夢ヶ丘地区